

京都市消防局訓令甲第4号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成24年11月30日

京都市消防局長 長谷川 純

目次中「第114条」を「第115条」に改める。

第63条の2を次のように改める。

(建基法の準用に係る処理)

第63条の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律その他の法律の規定により、建築物の計画に関し建基法第93条第4項の規定を準用した通知に関する事務については、第57条から第60条までの規定の例によるものとする。

第63条の3を削る。

第66条を次のように改める。

(建基法以外の法令に関する意見の処理)

第66条 局長は、建基法以外の法令により、当該法令の所管行政庁から各法令に基づく建築物の認定に関し消防上必要な意見を求められたときは、所轄署長と協議し、意見を付して当該所管行政庁に回報するものとする。

第67条を次のように改める。

(京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例等に関する意見の処理)

第67条 局長又は署長は、京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例その他の条例により、当該条例の施行に関し消防上必要な意見を求められたときは、内容を審査し、意見を付して当該所管部局に回報するものとする。

第68条を次のように改める。

(京都市旅館業施設建築等指導要綱等に関する意見の処理)

第68条 局長又は署長は、京都市旅館業施設建築等指導要綱その他の要綱により、当該要綱に係る計画に関し消防上必要な意見を求められたときは、内容を審査し、意見を付して当該所管部局に回報するものとする。

第70条を次のように改める。

(違反建築物の防火指導)

第70条 署長は、建基法の規定において、建築物の防火に関する規定に適合していない建築物又はその他法令等に適合していないことが明らかであり、かつ、消防上指導の必要がある建築物を認めるときは、消防上必要な指導を行い、その結果を記録するとともに、特に必要と認めるときは、局長を通じて京都市都市計画局長等に通報するものとする。

第114条を第115条とし、第111条から第113条までを1条ずつ繰り下げ、第110条の次に次の1条を加える。

(急速充電設備設置届出書の提出指導)

第111条 署長は、条例第12条の2の規定により急速充電設備を設置しようとする者があるときは、当該設置しようとする者に対し、その設置に係る工事を着手しようとする日の5日前までに、急速充電設備設置届出書(第41号様式)を2通提出するよう指導しなければならない。

2 署長は、前項の規定による届出があったときは、同項の届出書の1通に届出済印を押して返付しなければならない。

3 署長は、第1項に規定する届出書を返付するときは、届出者に対し、当該届出書に係る工事が完了した旨を通報するよう指導しなければならない。

4 署長は、前項の通報を受けたときは、随時査察を実施するものとする。

第40号様式の次に次の様式を加える。

第41号様式（第111条関係）

急速充電設備設置届出書

(宛先) 京都市 消防署長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 ー

京都市火災予防規程第111条の規定により急速充電設備を設置するので届け出ます。

防火対象物	所在地又は設置場所	電話 ー	
	名称		
	用途	消防法施行令別表第1（ ）項	
	延べ面積	平方メートル	
急速充電設備の概要	製造者名		
	規格		
	型式・製造番号		
	全出力	キロワット	
	最大使用電圧	ボルト	
	設置場所	<input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内（ <input type="checkbox"/> 地上 <input type="checkbox"/> 地下（ ）階	
工事施工者	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	電話 ー	
	氏名（法人にあっては名称及び代表者名）		
消火設備等			
その他	衝突防止措置（ ）		
着工予定日	年 月 日	完成予定日	年 月 日
※備考			

注1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 該当する口には、✓印を記入してください。

3 急速充電設備の設置位置を示した配置図、急速充電設備の設計図書、仕様書等その他関係書類を添付してください。

附 則

この訓令は、平成24年12月1日から施行する。

（消防局予防部）